

ふくしまサポートガイド

～ふくしまの すべての子どもたちのために～



福島県教育委員会

令和3年1月

目次

◇はじめに◇	1
1 苦戦している児童生徒の現状	2
2 児童生徒の課題等の背景に着目する	3
3 学校内における合理的配慮について	4
4 早期発見・早期対応・未然防止	6
5 早期発見・早期対応～援助の進め方～	7
6 安心して学べる環境の整備～特別な教室～	8
7 安心して学べる環境の整備～三段階援助～	10
8 PDCAサイクルによる援助	11
9 学習機会の確保～長期間欠席児童生徒のために～	13
10 ICTを活用した学習方法の例	15
11 保護者との面談の仕方	16
12 SC・SSWの活用	17
13 援助チーム会議の進め方①	19
14 援助チーム会議の進め方②	20
15 より機能的な関係機関との連携	21
16 校種間連携に向けて	22
17 アセスメントシート（1ページ）	23
（2ページ）	24
◇参考資料・出典一覧◇	25

◇ はじめに ◇

福島県教育委員会では、平成20年度から不登校に対する基本的な対応について、Vol.1「ストップ・ザ・不登校」、Vol.2「不登校対策ポイント7」、Vol.3「手をたずさえて～不登校対策の見直しと改善～」、Vol.4「手をたずさえて～震災後の不登校対策の改善～」、Vol.5「豊かな学校生活のために～チームで切れ目のない援助を～」を発刊し、各校での研修等に活用できる不登校対応資料を作成してきました。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故以降、本県においては、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）とスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の配置等により、教育相談体制の充実が図られてきました。しかしその一方で、平成24年度以降、不登校児童生徒数は増加し続けている現状にあります。

児童生徒を取り巻く問題行動等の要因やその背景が複合化・多様化していることや、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による環境の変化等に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う長期に及ぶ学校の臨時休業等、本県はまさに、課題先進県と言わざるを得ない状況下にあります。

私たちは、これらの諸課題に対応しながら、児童生徒の学校生活をより豊かなものにし、子どもたち一人一人の社会的自立を目指していかなければなりません。そのために、各校においては、管理職のリーダーシップの下、教職員が一体となってチームとして対応する教育相談体制をより確固たるものにしていくことが、極めて重要な段階になってきています。

このサポートガイドは、これまでの不登校対応資料Vol.1からVol.5までを統合するとともに、新しい時代に対応した援助の在り方等についてまとめています。すべての児童生徒が自己実現を図り、将来の社会的自立につながるよう、本サポートガイドが各校の多様な困難さで苦戦している児童生徒のために活用されることを願っています。

令和3年1月

福島県教育庁義務教育課 課長 福地 裕之

1 苦戦している児童生徒の現状

児童生徒の問題行動等の要因や背景は、複雑化・多様化しています。これらの原因や背景を、3つの視点で整理してみました。

学校

本人

いじめ 非行
集団生活への不適応
友人関係

人間関係が苦手
コミュニケーションが苦手
学習の遅れ 無気力
ネット・スマホ依存
ソーシャルスキルの低さ
LGBT



SNS

虐待 ネグレクト
貧困
ヤングケアラー

家庭

学校としてできること

多様な困難さで苦戦している児童生徒の多くは、これらの要因が複数関連している場合が多く、学校においてすべての要因や背景を特定・限定することは非常に難しいことが予想されます。

しかし、児童生徒の課題等に気がついた時、その要因や背景の一部でも的確に捉え、援助する方向性を検討することで、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようになっていきます。

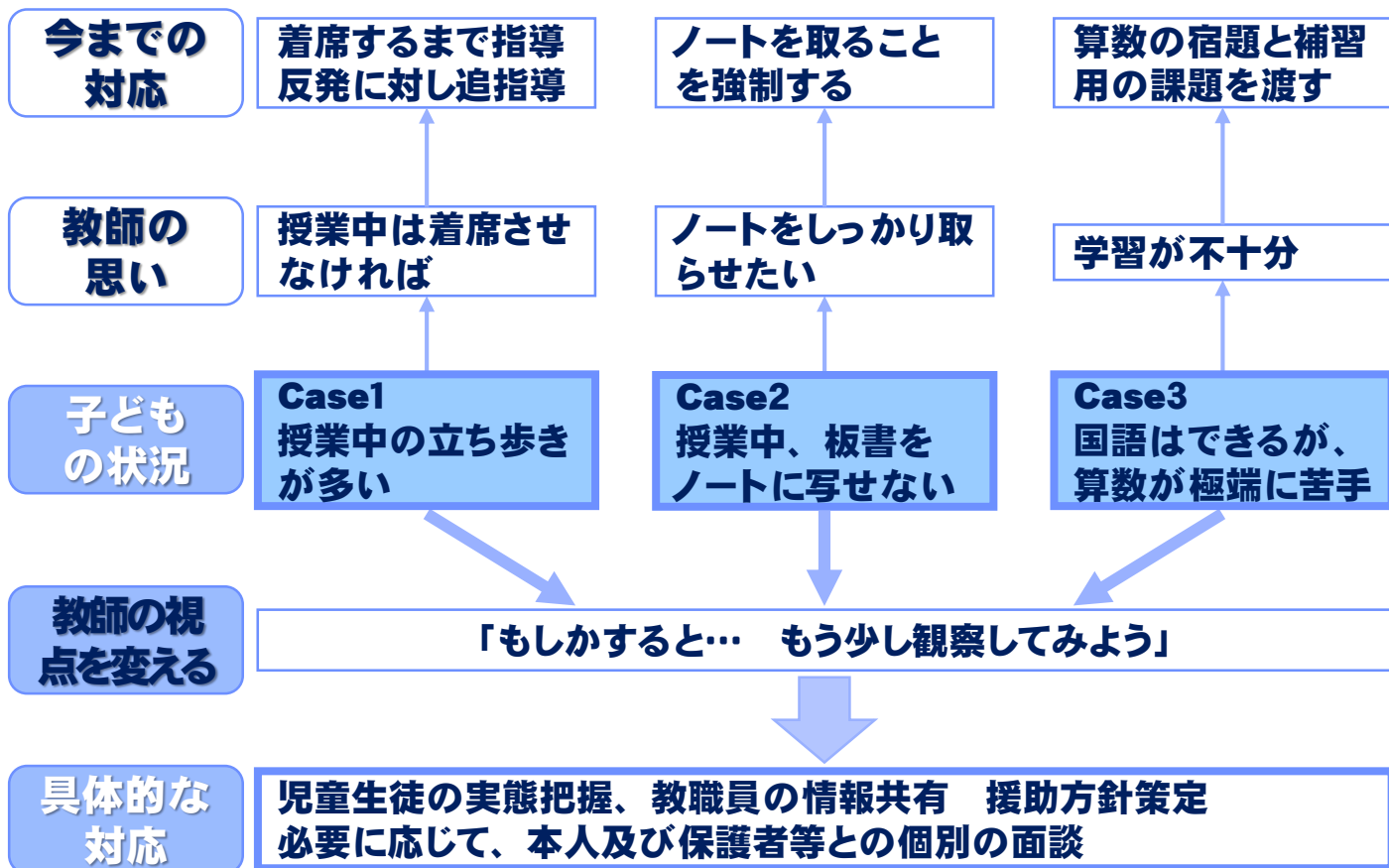
課題等の
発見

教職員での
情報共有

援助方針
策定

2 児童生徒の課題等の背景に着目する

例えば授業中、集中できずに立ち歩きをしてしまったり、友だちとの話に夢中になってしまったりする児童生徒。また、周囲の音が気になって耳を押さえたり、板書をノートにうまく写せなかったり…このような児童生徒が学級の中にいることを想定して以下の内容を見ていきましょう。



日常生活を共にする教師は、児童生徒の小さな変化に気がつきやすい立場にある、と言えます。教師として児童生徒の実態をどのように捉えるかにより、その後取るべき対応に大きな差が生じることとなります。

児童生徒が現在できることや、指導をすればできるようになること、環境を整えればできることなどを分類する

<例1>
聴覚過敏がある場合
の対応例

イヤーマフを着用し
て、外部の音を遮断
する

<例2>
書くことに困難があ
る場合の対応例

タブレット等を活用
し、苦戦しているこ
とを軽減する

<例3>
人前での不安や緊張
が強い場合の対応例

パーテーション等で
他者の視線を遮るよ
うにする

他の児童生徒にも支援に対する理解を図るようにする

3 学校内における合理的配慮について

学校等の公共機関は、「合理的配慮の提供」が義務になっています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」には、以下のように示されています。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）
第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成二十五年法律第六十五号）

合理的配慮提供までの流れ

学校



- 当該児童生徒の状態把握
- 適切と思われる配慮を提案するための建設的な対話の働き掛け

相談窓口

- 学級担任
- 特別支援教育Co^{※1}等

本人及び保護者

- 社会的障壁の除去を必要としている意思の表明

調整→合意形成



- | | |
|---------|--|
| 学校の設置者 | <input type="checkbox"/> 実態把握 |
| 学校 | <input type="checkbox"/> 合理的（必要かつ適当な変更・調整）かどうか、障害者権利条約第24条第1項の目的に合致するか |
| 本人及び保護者 | <input type="checkbox"/> 過度な負担はどうか／基礎的環境整備 ^{※2} について |
| | <input type="checkbox"/> 合理的配慮の検討（代替案も含む。3観点11項目 ^{※3} で） |

決定

○個別援助計画等への明記

提供

評価

○定期的な評価

見直し

○柔軟な見直し

もっと詳しく知りたい!

「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック」「みんなで進める 合理的配慮（基礎編・実践編・事例編）」（福島県特別支援教育センター）には、様々な事例とともに詳しく解説されています。

福島県特別支援教育センターHP <https://special-center.fcs.ed.jp/>



※1 特別支援教育Co
特別支援教育コーディネーター

※2 基礎的環境整備（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より）

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

※3 3観点11項目

<「合理的配慮」の観点（1）教育内容・方法>

<（1）—1教育内容>

- （1）—1—1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- （1）—1—2 学習内容の変更・調整

<（1）—2教育方法>

- （1）—2—1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- （1）—2—2 学習機会や体験の確保
- （1）—2—3 心理面・健康面の配慮

<「合理的配慮」の観点（2）支援体制>

- （2）—1 専門性のある指導体制の整備
- （2）—2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- （2）—3 災害時等の支援体制の整備

<「合理的配慮」の観点（3）施設・設備>

- （3）—1 校内環境のバリアフリー化
- （3）—2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- （3）—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

4 早期発見・早期対応・未然防止

学習の遅れ、生活上の課題、不登校等の課題を抱えた児童生徒への的確な援助をするためには、児童生徒が抱えている課題等を早期発見すること、そして早期対応を図ることが重要です。他にも日頃から未然防止の視点を持ち、児童生徒の変容を見逃さないことも重要となります。

早期発見 日常の児童生徒観察等から

普段と顔色が違うような…

授業に集中していないようだな

元気がないな

違和感？



目が腫れている。泣いてきたのかな

いつもより異常に明るい感じだな

“ちょっとした違和感”を見逃さないことが重要です。

「『SOSの出し方に関する教育』を推進しましょう」リーフレット内の「2 日常の児童生徒観察で自殺予防」に掲載のあるチェックリスト等を活用する事も効果的です。

「SOSの出し方に関する教育」を推進しましょう（福島県教育委員会）



「こまったな」と思ったら“SOS”を出してみよう（福島県教育委員会）

早期対応 個に応じた援助方針の実践

教職員間で情報を共有し、個に応じた援助方針を検討します。学校でできること、家庭に協力を求めること等、「何を、いつまでに、誰が」を明確にした支援計画を策定します。アセスメントシートを活用してみましょう。

⑦ページへ

②③ページへ

未然防止 安心して学べる環境の整備

児童生徒のニーズに応じた特別な教室等を整備することも考えられます。

⑧ページへ

早期発見・早期対応・未然防止のPoint

- ◆ 「いつもと少し違うような気がする」という“違和感”のようなものを感じた際には、一人で抱えず組織的対応を心がけましょう。
- ◆ 原因追及よりも、取り組める部分から積極的に児童生徒に関わる事が重要です。

5 早期発見・早期対応～援助の進め方～

児童生徒が抱える課題等を全て把握する、ということよりも、まずは捉えた課題等への早期対応が重要です。以下に示す対応のプロセスを参考に、個々に応じた援助を行いましょう。

普段の生活

日常の児童生徒観察

- 学級担任等が気になる児童生徒の状況を記録する。
- 記録した情報は必要に応じて共有できるよう、保管・累積する。

欠席当日

児童生徒の状況確認

- 保護者からの欠席連絡があり、明確な理由が述べられていたとしても、夕方には家庭へ電話連絡をし、可能であれば本人と会話し、状況を確認する。

欠席2日目

児童生徒の状況再確認

- 本人の様子を再確認するため、保護者からの欠席連絡を受ける際には可能な限り学級担任や学年主任につなぐ。
- 管理職と状況を共有し、必要に応じて家庭訪問をする。

欠席3日目

家庭訪問 アセスメントシートの作成に着手

- 連続欠席が3日となった際には、管理職に報告し、家庭訪問を実施する。
- アセスメントシートの作成を開始する。

その後

連続欠席7日目以降、援助チーム会議

- 児童生徒本人の希望や保護者の考え等を踏まえ、SCやSSWも含めた援助チームを構成し、組織的な援助ができるよう、方針を決定する。

家庭訪問のPoint

- ◆ 滞在時間よりも訪問回数を重ねる方が効果的な場合もある。
- ◆ 結果を出そうとせず、児童生徒本人の事を知るプロセスを大事にする。
- ◆ 児童生徒本人には、「クラスみんなが待っているよ」という言葉よりも、教師自身がどのように思っているのか、「私はあなたがどうしているか知りたいと思っているよ」等を伝える。
- ◆ 「時間」は子どもにとって重要。短く切り上げることも大切。

6 安心して学べる環境の整備～特別な教室～

児童生徒が抱える様々な課題や多様なニーズへの援助を目的とした“特別な教室”を、学校内の空き教室等を利用して整備し、効果的に活用します。

設置の目的

児童生徒の居場所づくり、自己実現及び児童生徒が抱える課題や多様なニーズへの援助

魅力ある学校

<すべての児童生徒>

- 「わかる・できる」授業の実践
- 教職員による「居場所づくり」と児童生徒による「絆づくり」
- 個に応じた指導の充実
- 安心して学べる環境づくり
- 教職員間の日常的情報共有（同僚性）



<課題等を抱えた児童生徒>

- 将来的な社会的自立を目指した援助
- 多様なニーズへの援助
- 一人一人の学び方に合うような教育環境の提供
- 学習機会の確保
- アセスメントシートによる具体的援助
- SC・SSWの活用

今までの枠にとらわれない、学校改善のマネジメント

“特別な教室”を設置することが最終目的ではないことに留意しなければなりません。児童生徒が抱える様々な課題や多様なニーズに対してていねいに寄り添い、児童生徒の個に応じた学習活動を展開することができるよう配慮することが求められます。そのためにも児童生徒の実態に応じて学習計画を作成し、個々の状況に応じきめ細かに対応する必要があります。

また、学習面以外でもSCやSSWとの定期的な面談による心のケアや、自己肯定感を高めさせるような体験活動の意図的な設定など、“特別な教室”の運営には様々な工夫と配慮が必要となります。

この“特別な教室”の効果は非常に高く、児童生徒の将来の社会的自立に向けた良い実践も報告されています。

“特別な教室”の事例(1)

- ◆ 児童生徒の希望を基に学習計画を自己選択・決定させた。担当教員等から自己選択・決定した学習内容が達成できた際には称賛された。
- ◆ SCによる定期的なグループカウンセリングにより、人間関係構築の練習を行った。
- ◆ 体験の少ない児童生徒に対し、様々な体験活動を意図的に設定した。
- ◆ 登校渋りが見られ始めた早期の段階から支援を行うことで、特別な教室でエネルギーを蓄え、通常の学校生活に復帰できる児童生徒がいた。

“特別な教室”の事例(2)

- ◆ 常駐教員を置くことにより、児童生徒一人一人の状況を把握でき、児童生徒及び保護者への援助も含めて、個別の状況に合わせた対応ができた。
- ◆ 隔週で生徒支援委員会[※]を開催し、生徒の状況を確認し、援助のあり方について協議した。また、月に1回はSSWが参加して協議を行った。

※ 生徒支援委員会の構成員としては、校長・教頭・生徒指導主事・教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター・養護教諭・担任等が考えられる。

家庭・学校・教室をつなぐ“特別な教室”のイメージ



※ 教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター

“特別な教室”運営のPoint

- ◆ 全校児童生徒及び保護者に対し、“特別な教室”が設置されていることを周知する。（全校集会や学校便り等）
- ◆ 児童生徒用の玄関と特別な教室の玄関を可能な限り分ける。（例：保健室等からの入室も認める）
- ◆ “特別な教室”の環境は、児童生徒が落ち着いて生活できるようなレイアウトになるよう、工夫をする。（合理的配慮の検討） [③、④ページへ](#)
- ◆ 登校した児童生徒に、プリント学習をさせるだけといった対応はしない。
- ◆ 登校することに慣れてきたら、過ごし方や時間割を自己選択させる。
- ◆ 学級担任は必ず1日1度は顔を出し、児童生徒との信頼関係を構築する。
- ◆ “特別な教室”は複数の教員で担当する等の工夫が考えられる。
- ◆ 教室内は児童生徒のみで過ごす時間をつくらない。
- ◆ SCと連携したカウンセリングを意図的に計画する。

福島県教育庁事業「安心して学べる環境づくり事業」 スペシャルサポートルームより

7 安心して学べる環境の整備～三段階援助～

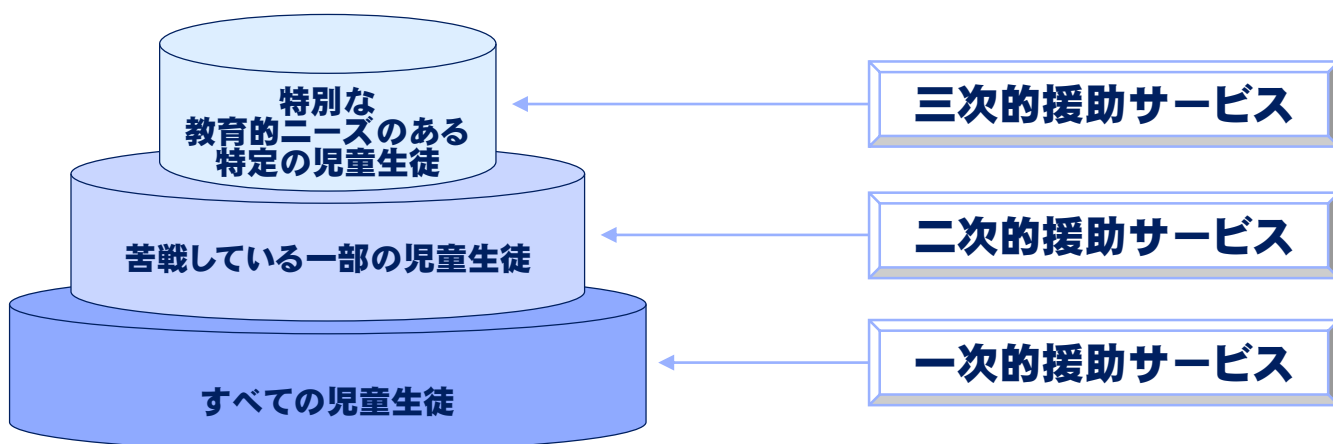
学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたいと思わせないような、日々の学校生活の充実です。どの児童生徒も落ち着ける場所をつくること（居場所づくり）、全ての児童生徒が活躍できる場面をつくること（絆づくりのための場づくり）が鍵になります。

（平成26年4月 文部科学省国立教育政策研究所
生徒指導リーフ Leaf.14より）



三段階の心理教育的援助サービス

（石隈利紀1999；水野治久、他2013）



一次的援助サービス

対象：すべての児童生徒（入学時の適応支援等）

対応：安心できる学級づくり・学校づくり、教室・校舎内環境の整備
ルールと対人関係

授業：分かる・できる授業の実践、授業のユニバーサルデザイン(UD)等

二次的援助サービス

対象：苦戦の始まった児童生徒、ハイリスクな児童生徒
（連続欠席、学習意欲の低下等）

対応：「困り感」「苦戦」への対応、組織的対応、SC・SSWとの連携

授業：教育的配慮（宿題、テスト・評価の工夫、グループワークやSST[※]での配慮）
許可の拡大（電子辞書、PC、デジタルカメラ、ICレコーダー等）

※ ソーシャルスキルトレーニング

三次的援助サービス

対象：特定の児童生徒（不登校・いじめ・発達障がい等）

対応：アセスメントシート（個別援助計画）作成（23、24ページ） SC・SSWとの連携

授業：合理的配慮（試験における時間延長、別室受験等）

多様な困難さで苦戦している児童生徒へのサポート



すべての子どもたちが、安心して学べる環境

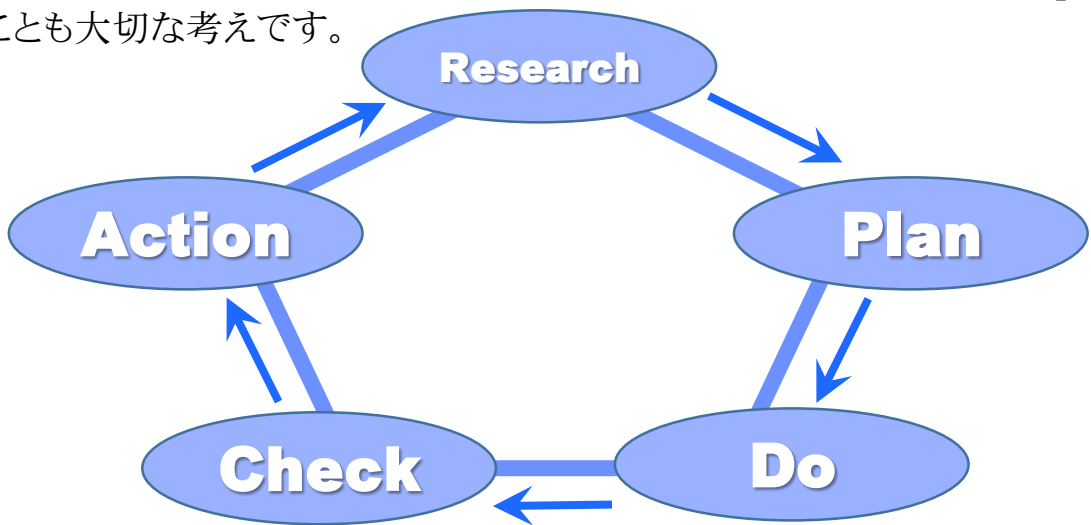


8 PDCAサイクルによる援助

様々な課題や多様なニーズを抱える児童生徒は、心のエネルギーが低下している状態にある場合が多く、将来に対するビジョンや意欲をもてない状態にあります。こうした児童生徒への援助の仕方について考えていきましょう。

児童生徒援助におけるPDCAサイクル

児童生徒援助においても、PDCAサイクルを回していくことで、的確な援助に繋がっていきます。なお、PDCAに「R=Research（リサーチ：アセスメント）」を加えることも大切な考えです。



Research

児童生徒の状態把握

児童生徒の苦戦の原因・背景は何か、本人や保護者等への聞き取りや日常観察をとおして把握する。

Plan

アセスメントシート（個別援助計画）の作成

児童生徒の苦戦を解消するためにできること、すべきことについて洗い出し、具体的な計画を立案する。

Do

児童生徒への援助

計画を基に、援助を行う。日々の状況等は記録に残し、援助チーム会議等に生かす。

Check

援助チーム会議等において状況確認

これまでの援助を振り返り、今後の方針や計画の見直し等を行う。

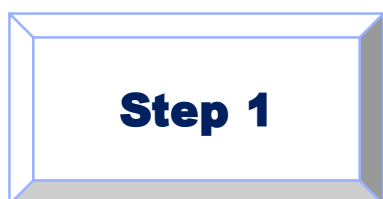
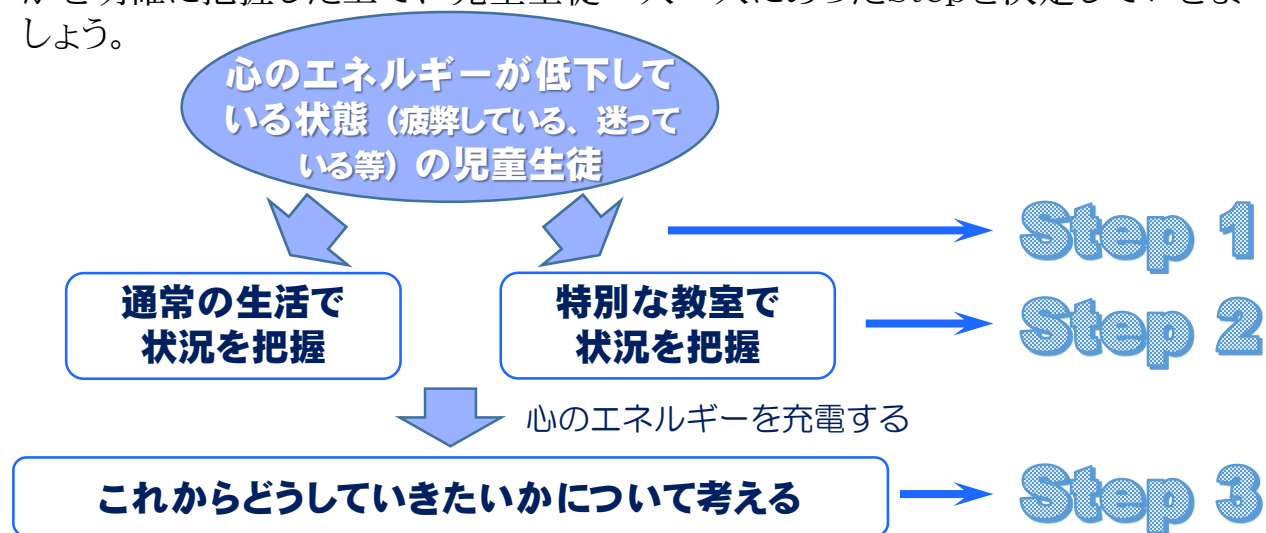
Action

児童生徒への援助

援助チーム会議等で話し合われた方針等を基に、継続的に援助にあたる。

Step別援助の必要性

PDCAサイクルを回す援助を行う際、児童生徒に対して段階を経た援助を行うことが重要です。まずは課題等を抱えた児童生徒がどういった状況にあるのかを明確に把握した上で、児童生徒一人一人にあったStepを決定していきましょう。



Step 1

与える (場の提供)

学習できる場を与える。通常の学級の他、保健室や学校図書館、相談室や“特別な教室”が考えられる。



Step 2

選択させる

学習できる場の中から、自己選択をさせる。選択した場所で「心のエネルギー」が充電できるよう、援助する。



Step 3

考えさせる

「心のエネルギー」を取り戻すことができた児童生徒に対しては、発達段階に応じて今後の見通しを具体的に考えさせる。
※今後の学習の場の中心はどこに置くか、将来の夢や希望の実現に向けて、何をすべきか、等を考える機会を与える。

Step別援助のPoint

- ◆ 学級担任等は児童生徒の見方・考え方や特性を見極める目が重要です。例えば「一人黙々と学習できる」、「援助なしでの学習は難しい」「ICT等を活用した学習ならば集中できる」など個々の状況に応じて次のプランを立てましょう

プランナーとしての教員

学習の個別化

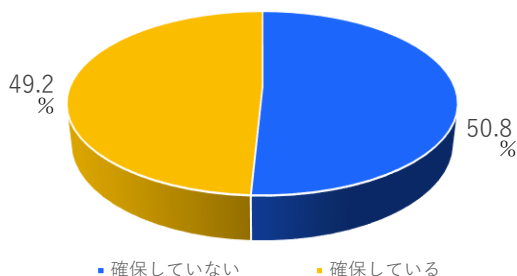
援助の個別化

9 学習機会の確保～長期間欠席児童生徒のために～

様々な課題や多様なニーズを抱える児童生徒の中には、長期間欠席している状態にある場合も考えられます。こうした状況下の児童生徒に対しての学習機会をどのように確保していくか、考えていきましょう。

学習機会の確保状況

長期間欠席児童生徒への学習機会の確保



令和2年度不登校児童生徒に関する定期調査（7月）より

左の円グラフを見ると、長期間欠席している児童生徒のおよそ半数が「学習の機会が確保されていない」状況にあります。学習の機会を確保するということは、児童生徒が将来の社会的自立に向かう第一歩であり、学校として様々な方法を検討・活用し、積極的に学習の機会を確保していきましょう。

出席扱い等の要件

長期間欠席児童生徒に対し、ICT等を活用した学習を行う際、次のような対応と校長の判断により、出席扱い及び成果を評価に反映することができます。

保護者との連携

保護者と学校との間に十分な連携・協力関係を保ちましょう。

ICTを活用した学習活動

ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAX等を活用して提供される学習活動とします。

対面指導

対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものとします。

学習活動

児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであることとします。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断しましょう。

民間施設についての
ガイドライン（試案）



校長による状況把握

校長は、対面指導や学習活動の状況等について、例えば対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握しましょう。

出席扱い

ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であることとします。その際、対面指導が適切に行われていることを前提とすることが大切です。



評価への反映

学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）より

我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。（令和元年10月25日 文部科学省）

家庭等においてICT等を活用した学習に取り組む児童生徒



学校は学習状況を把握。定期的な対面指導等を実施。



校長による状況把握

児童生徒の自己肯定感の向上
学習意欲の向上

児童生徒の学習履歴・努力を認め、評価する

学校として、長期間欠席児童生徒の将来の社会的自立に向けた学習機会を確保していくことは、非常に重要です。

通知文掲載web

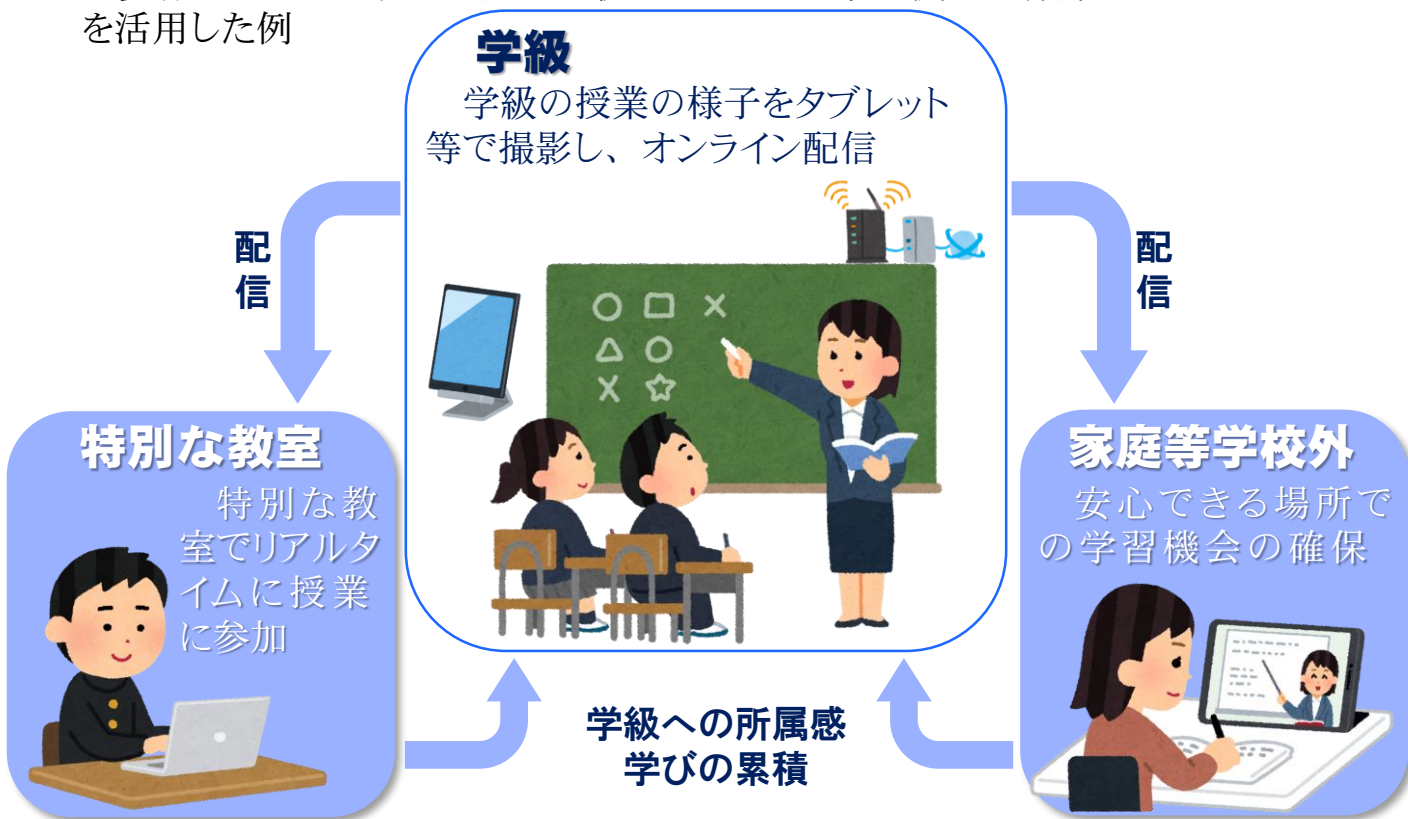
文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm



10 ICTを活用した学習方法の例

ICTの具体的な活用例

多様なニーズを抱えた児童生徒にとっての“学ぶ機会の保障”として、ICTを活用した例



YouTube



配信型

Zoom



双方向型

Google Meet

- ☆ 学習の履歴を適切に把握し、評価に繋げることで児童生徒を出席とみなす
- ☆ 児童生徒のニーズに寄り添った選択肢の提供

合わせてCheck!

ふくしまの学校“キラリ” 「学びの保障」 応援サイト

義務教育課 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/manabinohosyou.html>



11 保護者との面談の仕方

我が子を見守る保護者は、児童生徒同様、悩みや不安を感じています。それだけではなく、我が子の困っている状況に対し、家族全員が重圧を感じている場合も少なくありません。保護者の気持ちを想像した上で、保護者との信頼関係づくりが大変重要となります。

面談の前に意識しておくべきこと

直接対面して面談を約束する

- 保護者に対して、誤解等を招かないためにも、電話やメール等、顔の見えない面談ではなく、直接対面して面談を約束する。

教職員が複数で参加する場合には、その旨事前に伝える

- 面談に、学級担任だけではなく、学年主任や養護教諭等、複数名が参加する場合には、事前に保護者に伝え、座る位置に気を付ける。

面談の時間をあらかじめ決めておく

- 保護者には、面談の開始時刻だけではなく、終了時刻もあらかじめ伝えておく。面談時間の目安は、長くても1時間から1時間半で、次の面談に繋げる。

長すぎる面談は、教師・保護者両者の負担になってしまう場合がある。

保護者を迎える玄関は、明るく

- 周辺が暗くなった場合には、玄関の電灯をつけて担当の教師が保護者を迎える。明るい場所に立つと、不安な保護者の気持ちが和らぐことがある。



面談時のPoint

- ◆ 面談後、帰り際に歩きながらの会話の中で、保護者が本当に相談したい内容が出てくることもある。
- ◆ 面談に保護者は緊張してくる場合がある。面談をする際には、お茶等でもてなし、来校への謝意を伝え、日頃の子どもへの対応の労をねぎらう。
- ◆ 面談時に用意する資料（プリント等）は、保護者や児童生徒にとって参考になるもので、不快にならないものに厳選する。

12 SC・SSWの活用

児童生徒への対応は、学級担任が中心的な役割を担う場合が多くなりますが、チーム学校として様々な課題や多様なニーズを抱えた児童生徒を援助するという視点をより強固なものにするため、学級担任だけではなく、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、管理職等との密な連携は欠かせません。また、学校内の組織に加え、外部の専門家としてSC及びSSWの活用も非常に効果的です。

スクールカウンセラー（SC）

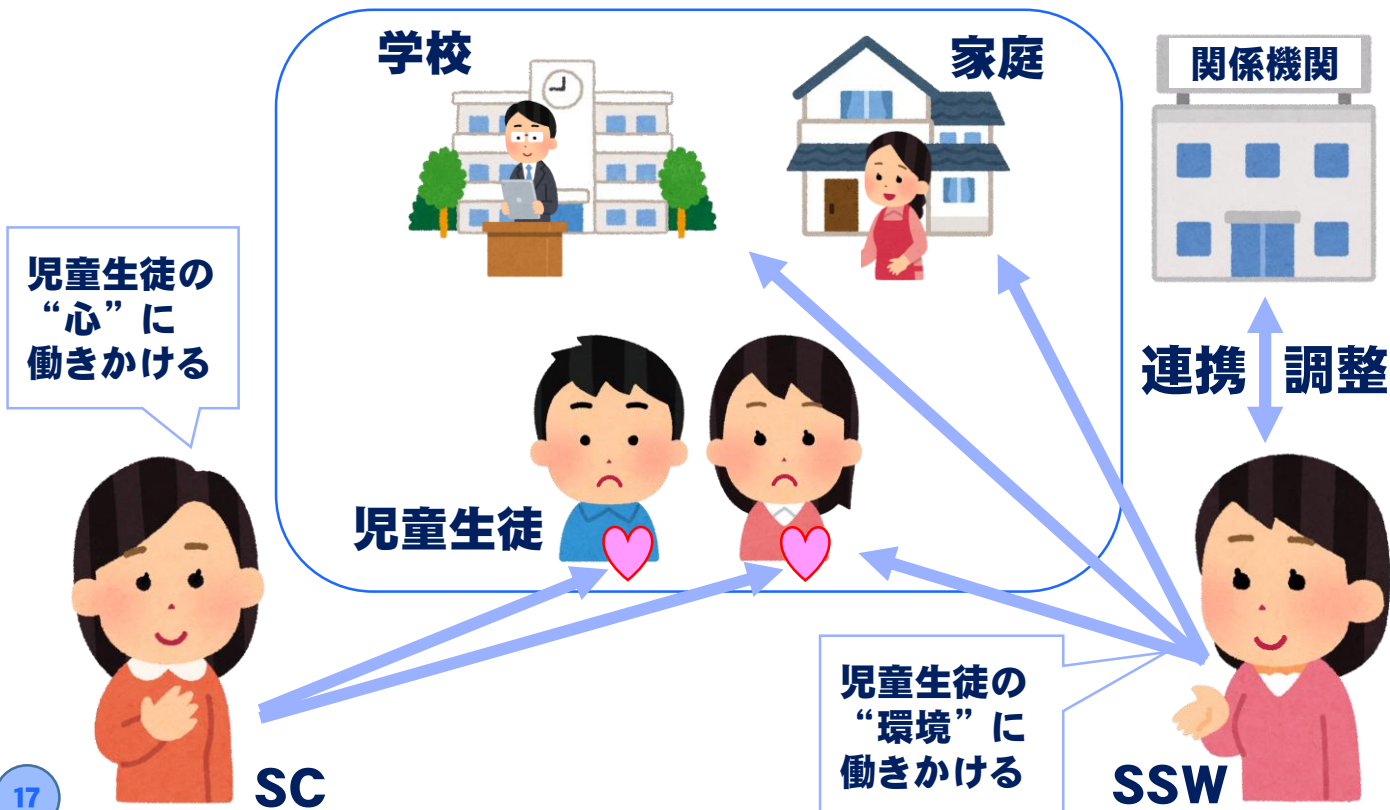
職務内容

- 心理の専門家として、児童生徒に対してカウンセリングを行う。
- 教職員及び保護者に対して、様々な形でアドバイス（コンサルテーション）等を行う。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

職務内容

- 福祉の専門家として、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、問題行動等の状況改善を支援する。
- 苦戦の背景を探り、適切な関係機関との連携、連絡調整を行う。



学校におけるSC・SSWの効果的な活用について

① 校長の役割

校長は、SC・SSWに学校の教育目標を示し、学校の目指す方針や学校が抱える課題を明確にすることが必要です。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必要です。

ア 教職員全体の共通理解

イ 教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーターとなる教員の位置付け

ウ SC・SSWの校内体制への位置付け

エ 緊急支援が必要な場合の対応

オ 活動環境の整備

カ 校種間連携

キ 保護者等への周知

② 生徒指導主事や養護教諭との連携

生徒指導主事は、SC・SSWと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的に設定できるように、調整を図りましょう。また、養護教諭は、児童生徒の発達や健康状況を多面的に把握し、SC・SSWとの情報交換や連携を積極的に行い、気になる児童生徒についての実態把握と児童生徒の課題を共有しましょう。

③ 教職員、学級担任等との連携

個別相談を行ったSC・SSWとその児童生徒の学級担任や関係教職員が情報交換を行えるような関係性を構築しておく必要があります。また、教職員とSC・SSWが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図られるようにしましょう。

SSWについて、詳しく知りたい

- ◆ 福祉の専門家として、学校以外の様々な関係機関との連携推進を調整してくれるSSWへの関心は高まっています。SSWの職務等についてより詳細にまとめている「スクールソーシャルワーク実践ガイドブック」（福島県教育庁義務教育課 平成30年9月）を参照してください。



13 援助チーム会議の進め方①

様々な課題や多様なニーズを抱える児童生徒への支援には、早期対応が非常に重要であることに鑑み、学級担任を中心とした援助チーム会議を定期的あるいは必要に応じて開催します。

援助チーム会議の構成員

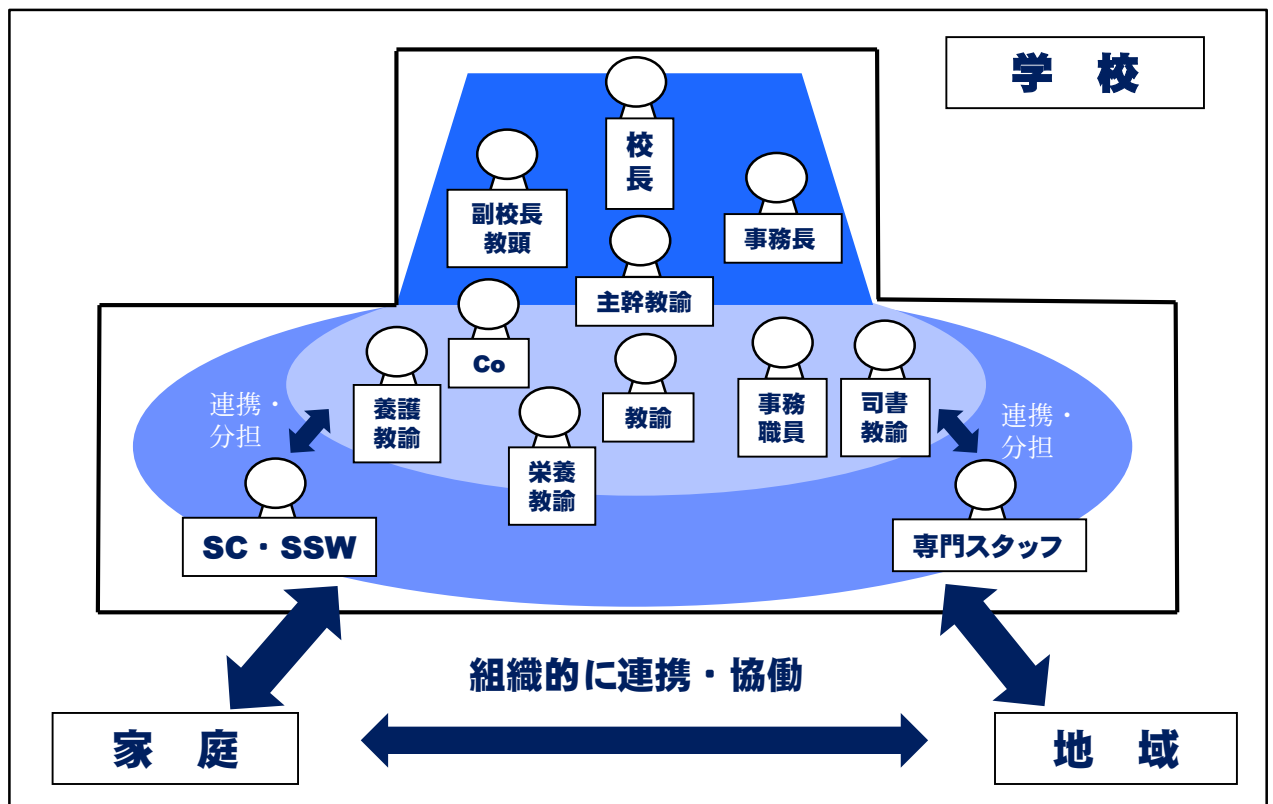
校内担当者（例）

- 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター（Co）等、当該児童生徒のケースに関わりがある教職員で構成します。また、必要に応じて保護者の出席も考えられます。

専門スタッフ（例）

- SC、SSW等、心理・福祉面からのアドバイザーを構成員とします。

「チーム学校」のイメージ



出典：文部科学省・中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申)2015年12月21日を石隈(2019)が修正

14 援助チーム会議の進め方②

校内担当者による事前の対応

対応 1

構成員の選出

- 管理職の指示の下、援助チーム会議の構成員を選出する。

対応 2

日程調整

- 早期対応の観点から、第1回目の会議はできる限り早い時期に開催できるように調整する。

対応 3

会議資料の作成

- 校内の担当者及びSC、SSW等が共同でアセスメントシートを作成する。

援助チーム会議の進め方

進行 1

校内担当者からの経緯説明

- 当該児童生徒について「学校生活の現状」や「何が問題であるか」、「何を検討すればよいか」等、会議の目的を説明。

進行 2

学級担任、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW等からの説明

- 当該児童生徒を取り巻く学校生活や環境、友人関係、発達や健康状態、家庭の状況などについて説明。

進行 3

市町村福祉担当者や児童委員等の関係者からの説明

- 当該児童生徒を取り巻く家庭や生活環境の状態について説明。

進行 4

協議内容

- (1) 参加者全員で情報の共有化及び共通認識をもつ。
- (2) 当該児童生徒のよさ（強み）に着目し、アセスメントを行う。（問題の要因や背景を見極める）
- (3) チームとして問題解決に向けたプランを立てる。
 - ※短期的・長期的な目標に向けた計画立案。
 - ※「誰が」「誰に」「いつまで」「どのような働きかけ」を行うのか、具体的に決定する。

進行 5

次の開催時期及び連絡体制の確認

- プランの見直しや検証、モニタリングを含む。

15 より機能的な関係機関との連携

問題行動等の要因やその背景が複合化、多様化している現在、児童生徒の実態に応じて関係機関の機能に合った連携を図ることが重要です。そのためには、関係機関の役割を校長、教頭、学級担任等が理解している必要があります。特に、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター役の教職員は、関係機関の業務内容、連携方法、場合によっては必要とされる経費などを知っておく必要があります。

連携を図る関係機関（不登校児童生徒に関する相談機関）

□ 教育支援センター（適応指導教室）

- 教育委員会が、不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携しつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的・計画的に行う。

□ 教育相談所・教育センター・特別支援教育センター 大学の相談機関

- 主に週1回程度、児童生徒や保護者への不登校に関わる面接相談などを行う。

□ 児童相談所・要保護児童対策地域協議会

- 不登校について、子育ての悩みや児童虐待の面からの相談を行う。

□ 福祉機関

- 家庭環境や経済的な問題等に関連する不登校問題についての相談を行う。

□ 医療関係・保健所・精神保健福祉センター

- 医療機関では、精神・身体症状が出現した時の診療を行い、不登校の原因が精神科疾患や軽度の発達障がいによる場合は、その治療も行う。
- 保健所、精神保健福祉センターでは、本人及び家族を対象とした相談事業を行う。

□ 児童自立支援施設

- 不登校状態であっても、触法行為が顕著な場合、保護者の了解の下、集団生活を通して自立を促すための対応をする。

□ 人権擁護機関（法務局等）

- 不登校の背景にいじめ・体罰・近親者による虐待などの人権問題が存在する疑いがある場合の相談に応じる。事案に応じて、法律上の助言、法律扶助に関する斡旋、関係者間の調整、関係機関への通報・告発等、適切な措置を行う。

□ SC・SSW 等

16 校種間連携に向けて

困難さで苦戦している児童生徒に限らず、すべての児童生徒の健やかな成長のため、保育所、幼稚園、認定こども園等の就学前施設（以下、「幼稚園等」とする。）や小学校、中学校、義務教育学校、高等学校との切れ目のない連携が重要となっています。

教育的なつながりを確保するためには、園長・校長等のリーダーシップの下、幼児・児童・生徒の交流だけではなく各学校種の教職員が互いの教育についての理解を深めるとともに、各学校種が抱える教育上の課題を共有しておくことも重要となります。

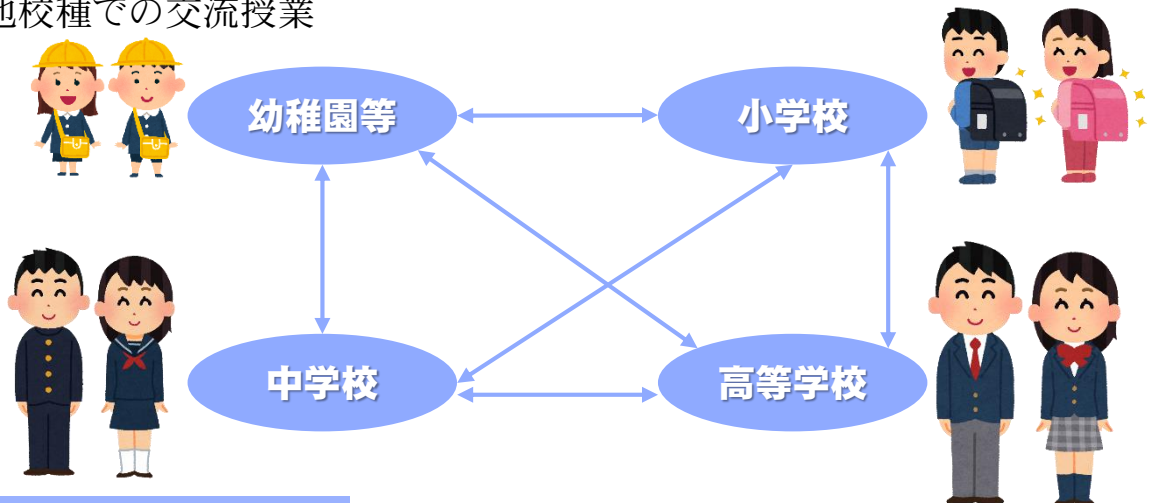
具体的な校種間連携の例

児童生徒の直接的な交流

- 小学生による幼稚園等訪問や、高校生による卒業中学校での高校生活紹介、幼稚園児等の小学生との交流活動や、中学生の高校体験入学など、校種を越えての直接交流活動（オンラインでの交流も含む。）
- 地域ボランティア活動

教職員の交流

- 中学校区をベースとして、幼稚園等・小学校・中学校の教職員が定期的に参加し、教育活動の現状と課題について検討・協議する場の設定
- 合同研修会の開催
- 他校種での交流授業



校種間連携のPoint

- ◆ 「校種間連携＝児童生徒の交流」のみにしない。
- ◆ 校種間でアセスメントシートを共有し、援助や配慮が必要な児童生徒については丁寧な引き継ぎを行う。
- ◆ 校内でも人事異動等で担当者が変わる場合がある。アセスメントシートを活用する事で、新しい担当者がスムーズに援助に入れるようにする。

17 アセスメントシート (1ページ)

アセスメントシート (個別援助計画)

作成日：令和 年 月 日

作成者：(RO) _____ 追記者：(RO) _____ / (RO) _____

(児童生徒) 氏名 (よみがな)	性別	生年月日
.....		平成 令和 年 月 日

国籍等(※)	出身地(※)

(※) 外国籍の児童生徒のみ記入

(保護者等) 氏名 (よみがな)	続柄	学校受入年月日(※)	連絡先TEL等
.....		平成 令和 年 月 日	

年度 学年	追記日													
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4	
出席しなければならない日数														
出席日数														
別室登校														
遅刻														
早退														
欠席日数														
指導要録上の取扱														
①教育支援センター (適応指導教室)														
②教育委員会所管の期間 (①を除く)														
③児童相談所・福祉事務所														
④保健所、精神保健福祉センター														
⑤病院、診療所														
⑥民間団体、民間施設														
⑦その他の機関等														
⑧ICT等の活用														
⑨その他【 _____ 】														

○児童生徒の願いや苦戦している状況

○学校・学級での様子 (学級内の雰囲気、担任の方針等)

○家族について (家族構成、生育歴、本人を取り巻く状況、家庭での様子等)

○保護者の意向

○その他

使用にあたっては、下記の書籍等を参考に、適切な使用方法を学んでください。

○ 石隈利紀・田村節子共著『石隈・田村式援助チームシートによるチーム援助入門－学校心理学・実践編』（図書文化）

令和 年度 援助計画書

【支援期間】令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

(児童生徒) 名 前
(よみがな)

学級担任氏名

苦戦していることの 主な要因

		<学習面> ・学習状況 ・学習スタイル ・学力 など	<心理・社会面> ・情緒面 ・人間関係 ・状況判断能力 など	<進路面> ・得意なこと、趣味 ・将来の夢 ・進路希望 など	<健康面> ・健康状態 ・生活リズム ・身体面の様子 など
現在の本人の 状況	よいところ 改善が見られるところ (児童生徒の自助資源)				
	気になるところや 問題傾向 (支援が必要なところ)				
支援の 状況	試してみたいことや それに対する反応等 (支援とその結果)				
支援方 針	現時点での目標 及び援助方針	【目標】 【方針】			
支援策・ 分担・ 支援期 間	今後の援助で 試みること				
	具体的な役割分担 (誰が何を行うか)				
	援助期間 (いつまで行うか)				

使用にあたっては、下記の書籍等を参考に、適切な使用方法を学んでください。

- 石隈利紀・田村節子共著『石隈・田村式援助チームシートによるチーム援助入門-学校心理学・実践編』（図書文化）
- 石隈利紀著『学校心理学-教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス』（誠信書房）

◇ 参考資料・出典一覧 ◇

- **不登校対応資料Vol.1 「ストップ・ザ・不登校」**
平成21年 福島県教育委員会
- **不登校対応資料Vol.2 「不登校対策ポイント7」**
平成21年2月 福島県教育委員会
- **不登校対応資料Vol.3 「手をたずさえて～不登校対策の見直しと改善～」**
平成22年3月 福島県教育委員会
- **不登校対応資料Vol.4 「手をたずさえて～震災後の不登校対策の改善～」**
平成26年1月 福島県教育委員会
- **不登校対応資料Vol.5 「豊かな学校生活のために～チームで切れ目のない援助を～」**
平成29年2月 福島県教育委員会
- **スクールソーシャルワーク実践ガイドブック**
平成30年9月 福島県教育委員会
- **小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のための
コーディネートハンドブック**
平成31年3月 福島県特別支援教育センター
- **学校教育法施行規則**
平成三十年三月二十七日公布（平成三十年文部科学省令第六号）改正
- **生徒指導リーフ 不登校の予防 Leaf.14**
平成26年4月 文部科学省国立教育政策研究所
- **生徒指導リーフ 不登校の数を「継続数」と「新規数」とで考える Leaf.22**
平成30年7月 文部科学省国立教育政策研究所
- **不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）**
令和元年10月 文部科学省
- **チーム学校での効果的な援助**
平成30年8月 水野治久、家近早苗、石隈利紀 編（ナカニシヤ出版）
- **幼児教育の質の向上について（中間報告）**
令和2年5月 幼児教育の実践の質向上に関する検討会
- **石隈・田村式援助チームシートによるチーム援助入門ー学校心理学・実践編**
2003年2月 石隈利紀・田村節子 共著（図書文化）
- **学校心理学ー教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる
心理教育的援助サービス**
1999年11月 石隈利紀 著（誠信書房）

ご協力いただいた先生方

- 石隈 利紀 氏
筑波大学名誉教授／東京成徳大学大学院心理学研究科教授
一般社団法人学校心理士認定運営機構理事長
福島県心のサポートチーム協議会委員

- 鈴木 庸裕 氏
日本福祉大学教育・心理学部教授／福島大学 名誉教授
福島県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
福島県心のサポートチーム協議会委員

- 藤崎 育子 氏
開善塾教育相談研究所長



ふくしまから
はじめよう。